

## 国立大学法人お茶の水女子大学における随意契約の公表基準

平成18年12月22日  
学 長 裁 定

### (目的)

第1 この基準は、国立大学法人お茶の水女子大学契約事務取扱規程第36条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が締結した随意契約の公表基準について定めることを目的とする。

### (公表の基準)

第2 公表の対象とする随意契約は、支出の原因となる契約であって、次の各号に掲げるものとする。

- 1 予定価格が500万円を超える工事または製造
- 2 予定価格が500万円を超える財産の買い入れ
- 3 予定価格が500万円を超える財産の借り入れ
- 4 予定価格が500万円を超えるその他の契約

### (公表の時期及び方法)

第3 公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とし、公表する期間は1年間とする。ただし、4月1日から4月30日までに締結した随意契約については93日以内とする。

第4 公表は、国立大学法人お茶の水女子大学のホームページにて行う。

### (公表内容)

第5 公表する内容は次の各号に掲げる事項とする。

- 1 随意契約に係る物品等または役務の名称及び数量
- 2 随意契約を締結した日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- 4 随意契約に係る契約金額（単価契約等にあつては、年間支払（見込）額）
- 5 随意契約によることとした理由
- 6 その他必要な事項

### 附 則

この基準は、平成18年10月1日から適用する。